

# 第23期 人事労務担当者

## スキルアップ実務講座

人事労務部門の業務は、雇用や賃金、労働時間の管理、教育研修の実施、労働組合対策など、多岐にわたっております。今回は、その中でも主要な業務である社会保険、人事・賃金、労務管理の実務に資する講座を下記の通り開催いたします。多数の皆様のご参加をお待ちしております。

### すぐに役立つ社会保険・労働保険の実務

第  
1  
講

令和2年6月16日（火）10：00～16：30

近年、社会保険制度や労働保険制度は数次にわたる改正があり、ますます複雑化しております。今回これら社会保険・労働保険の知識を整理し、手続きの実務を学びます。

講師 特定社会保険労務士・行政書士 園部 喜美春 氏

会計事務所退職後、平成8年に開業。顧問先の指導とともに研修会の講師として熱心な指導で活躍中。現在、保険業界新聞「保険情報」の社会保障なんでも相談コーナーや、日本労務研究会発行「月刊人事労務実務のQ&A」の基礎ワードコーナーを担当、連載中。

開催日が変更になりました

### 人事・賃金制度の基礎知識と今後の方向

第  
2  
講

令和2年7月22日（水）10：00～16：30

人事賃金制度には、能力重視、役割重視、成果重視など、様々な考え方がありますが、どの制度が適当なのか、人事評価の留意点は何か、適正な人件費管理とは、などについて働き方改革も交えてわかりやすく解説いたします。

講師 経団連事業サービス 人事賃金センター主任アドバイザー 但田 潔 氏

東京大学卒業後、大手電機会社に入社し、社員教育、人事等を担当。その後海外に勤務し、人事・総務・給与等に従事。日本復帰後は、管理職/関係会社役員として海外工場の立ち上げ、社内報、テレワーク、裁量労働制等の導入を含む人事・人事制度企画、M&A、人材育成等を担当。主な著書に「これから的一般職賃金」、「職務区分別人事考課の考え方と実際」、「役割・貢献度賃金」などがある。

### 採用から退職までの労働法上の諸問題とその対応

第  
3  
講

令和2年7月10日（金）10：00～16：30

従業員とのトラブルが発生した時、会社が不利にならないようにするためにには、法に則った労務管理を行わなければなりません。今回はそのポイントについて解説します。

講師 弁護士 吉野 公浩 氏

早稲田大学法学部卒業。平成14年司法試験合格。平成16年司法修習終了後、弁護士登録（第一東京弁護士会）石崎・山中総合法律事務所入所。

# 第1講 すぐに役立つ社会保険・労働保険の実務

～最新の法律改正等を踏まえた担当者の皆様必須講座～

## 1. 最近の改正と今後の見通し

- ①労働保険・社会保険各種保険料率や給付金制度の改正動向 ②マイナンバー制度への対応
- ③働き方改革関連法等各種労働法令改正との関連 ④労働保険・社会保険各制度の被保険者拡大動向
- ⑤電子申請義務化への対応

## 2. 社会保険の仕組みをトータル的にマスターしよう

- ①4つの制度の仕組み（健康・厚生・労災・雇用） ②4つの制度の保険料（健康・厚生・労災・雇用）

## 3. いろいろな場面における手続きのポイント

- ①被保険者になれる人、なれない人 ②入社の際の手続 ③退職の際の手続
- ④パートの加入要件と適用拡大の動向

## 4. 労働保険における定例事務とは

- ①年度更新 ②保険料の納付 ③雇用保険料の免除対象者 ④一括適用の仕組み

## 5. 社会保険における定例事務とは

- ①標準報酬月額とは ②毎年7月の算定基礎届 ③昇・降給時の届出 ④賞与の届出 ⑤その他の届出

## 6. 主な給付の手続きのポイント

- ①社会保険の主な給付内容と諸手続き ②労災保険の主な給付内容と諸手続き
- ③雇用保険の主な給付内容と諸手続き

## 7. 事業主として知っておくべき年金制度のポイント

- ①人事担当者としての押さえどころ ②高年齢者雇用安定法の視点 ③年金制度改革

# 第2講 人事・賃金制度の基礎知識と今後の方向

～年功型賃金から仕事・貢献度賃金への見直し～

## 1. <基礎編>人事・賃金制度の基礎知識

- ①賃金の基本的要素
- ②基本給の種類と特徴（職務給、職能給、業績給、年齢給など）
- ③賃金テーブルのタイプ、昇給とペア
- ④諸手当の種類と動向
- ⑤賞与、退職金の種類と動向（業績運動型賞与、ポイント制退職金、退職年金の動向など）

## 2. <応用編>仕事・役割・貢献度を基軸とした人事・賃金制度への転換

- ①経営環境の変化と年功型賃金制度の問題点
- ②人事・賃金制度の再設計（職能資格制度の見直しほか）
- ③公平性・納得性のある評価制度のポイント（目標設定、フィードバック等における注意点）
- ④仕事・役割・貢献度を基軸とした人事・賃金制度への見直し方向と事例  
(年功から公平性を重視した制度へ)

# 第3講 採用から退職までの労働法上の諸問題とその対応

## 1. 労働法の基礎知識

- (1) 労働法とは (2) 労働法の法的性格

## 2. 労働契約に関する問題

- (1) 労働契約の当事者となる労働者とは? (2) 就業規則を適用するための要件と効果は?  
(3) 就業規則による労働条件の不利益変更は可能か?

## 3. 募集・採用に関する問題

- (1) 採用選考時に守らなければならないルールとは?  
(2) 採用選考時における情報の取得は可能か?(健康情報の取得の可否等)  
(3) 内定取消はどのような場合に可能か? (4) 試用期間における本採用拒否はどのような場合に可能か?

## 4. 賃金・賞与・退職金に関する問題

- (1) 賃金の支払いに関して守るべきルールとは?(賃金控除、相殺、放棄の可否等)  
(2) 賞与の支給を在籍者に限ることは可能か? (3) 退職金の減額・没収は可能か?

## 5. 労働時間規制と健康管理に関する問題

- (1) 賃金を支払うべき実労働時間とは? (2) 未払いを防止するための労働時間、時間外、休日の取扱いとは?  
(3) 労基法が定める各労働時間制度の枠組み・ルールとは? (4) 残業代の定額払いは有効か?  
(5) 労働者の健康に配慮した労働時間管理の方法とは? (6) メンタル不調者への対応上の注意点は?

## 6. 懲戒処分に関する問題

- (1) 懲戒処分を行うために守るべきルールとは (2) 懲戒処分の種類と運用上の注意点は?  
(3) 始末書を提出させる際の注意点とは? (4) 被懲戒者の氏名の公表は可能か?  
(5) 企業外非行に対する懲戒処分は可能か?

## 7. 職場環境とセクハラ・パワハラに関する問題

- (1) セクハラに該当する言動とは? (2) パワハラに該当する言動とは?(正当な注意・指導との区別)  
(3) ハラスメント事案への対応上の注意点は?

## 8. 労働契約解消に関する問題

- (1) 合意退職と辞職の違いとは? (2) 解雇するために必要な手続きとは?  
(3) 解雇はどのような場合に可能か? (4) 普通解雇と整理解雇の違いは?  
(5) 有期労働契約者を雇止めする場合の注意点とは? (6) 退職勧奨を行う際の注意点は?  
(7) 私傷病休職制度の設計・運用の注意点は?

## 9. 最近の労働法令の改正への対応

- (1) 最近の労働法令の改正動向(労基法、労安衛法等の改正について)  
(2) 有期雇用者の労務管理上の注意点(同一賃金・同一労働、無期転換)



### 会場のご案内

J R 白山駅 から徒歩 5 分

バス 市役所前から徒歩 5 分

※駐車場がございませんので、  
公共交通機関でお越し下さい。

## 参 加 要 項

会 場	<b>新潟県経営者協会会館（新潟市中央区川岸町1－47－3）</b>
受講方法	全講参加を原則といたします。 全講をお申込の場合、同一会社内であれば各講毎に参加者が交替しても結構です。
受 講 料	全講参加（一名につき） 一般 49,500円（消費税込） 会員企業 33,000円（〃） ※特定の講のみ参加の場合は下記の受講料となります。 単講参加（1名につき） 一般 18,700円（消費税込） 会員企業 13,200円（〃）
定 員	各講共 50名（申込先着順締切）
申込方法	・別紙申込書にてFAX(025-267-2310)または ホームページ( <a href="http://www.niigata-keikyo.jp">http://www.niigata-keikyo.jp</a> )よりお申込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。
申込締切日	<b>締 切：令和2年6月9日(火)</b> ※単講受講の場合：各講座開催日の1週間前を締切といたします  ※受講料は6月9日(火)までに納入願います(単講受講の場合は各講座開催日の1週間前まで)。定員になり次第締め切れます。 ※お申し込み後のキャンセルにつきましては、当日の取り消し(欠席を含む)のみキャンセル料として受講料の全額を申し受けます。その場合、資料等を後日送付いたします。
振 込 先	口座名：「一般社団法人 新潟県経営者協会（シャ. ケンケイイシャキョウカイ）」 第四銀行・白山支店 普通預金No.0173179 北越銀行・古町支店 普通預金No.583391 大光銀行・新潟支店 普通預金No.314069 ※振込手数料は貴社にてご負担をお願いいたします。 ※領収書は発行いたしませんので、必要な節はご連絡ください。
備 考	・昼食の用意はございません。 ・駐車場がございませんのでお車でのお越しはご遠慮ください。
問い合わせ	(一社) 新潟県経営者協会 事務局 TEL(025)267-2311